

## ■手続きフロー図

### ①市への事前相談

発電事業者は、様式第 1 号【事前確認依頼書】と関係書類を添付して市へ提出してください。受付後、周知範囲をお伝えします。周知範囲は以下を基本としております。

- ア) 事業区域の境界線から概ね 300m以内の区域を含む住民自治組織の住民
- イ) 資材搬入路等となる道路を含む住民自治組織の住民
- ウ) 事業区域を含む土地に隣接もしくは道路等をはさんで 6m以内にある土地または建物の所有者及び居住者

※関係書類：位置図、搬入経路図、周知文書（条例第 10 条第 1 項第 1 号～第 4 号の内容を明記）

### ②地域住民等の理解促進

- ・事業者は、①にて確認した住民に対して事業内容を周知し、問合せ等があった場合には誠実な対応をお願いします。
- ・住民自治組織から説明会の開催要請があった場合は、必ず開催してください。
- ・事業者は、周知した日から設置事業完了まで、事業区域の見やすい場所に様式第 9 号【太陽光発電設備設置計画のお知らせ】を掲示してください。

### ③市への届出・協議

事業者は、設置事業着手予定の 60 日前までに様式第 2 号【設置事業届出・協議書】と関係書類を添付して市へ提出し、市と協議してください。なお、事業着手の考え方は、事業区域の森林伐採や埋立て、土地の造成、機材の搬入等の準備等を基本としています。

※関係書類：様式第 3 号～6号、土地の全部事項証明書、電力会社との契約書、各種法令の許可書等の写し など

→協議終了後、市から様式第 10 号【協議終了通知書】を発送

### ④設置事業着手と完了報告

事業者は、市との協議終了後、設置事業に着手してください。また、設置完了後、様式第 11 号【設置事業完了届出書】を市へ提出し、市職員立ち合いのもと完了確認を受けてください。

### ⑤適正な維持管理

事業者は、発電事業を実施するにあたり、条例施行規則第 12 条（別表第 2）に掲げる事項について適正な管理に努めてください。

### ⑥事業廃止と設備撤去にかかる届出

事業者は、事業廃止 30 日前までに市へ様式第 12 号【事業廃止届出書】を提出してください。また、設備の撤去完了後 30 日以内に市へ様式第 13 号【設備撤去完了届出書】を提出してください。

### その他留意事項

- ア) 事業規模や事業計画等を変更する際は、所定の手続きが必要となりますので、事前に市へご相談ください。
- イ) 発電事業者に対して、必要に応じて適切な措置を講ずるよう、勧告を行うことがあり、それに応じていただけない場合には、発電事業者名の公表を行うことがあります。